

令和元年10月18日
中部運輸局静岡運輸支局

令和元年台風第19号の被害に伴う保安基準適合証及び限定自動車検査証に係る有効期間の延長について

令和元年台風第19号の被害に伴い、今般、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条の規定に基づき、下記の対象地域に事業場を置く指定整備事業者が交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章及び使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で限定自動車検査証については、自動車検査証の有効期間を伸長した取扱いと同様、別紙公示写しのとおり有効期間を延長しましたので、お知らせします。

記

1. 静岡県の以下の地域について

（伊豆の国市、田方郡函南町）

2. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間が、令和元年10月15日から令和元年10月26日までのものは、令和元年10月29日まで延長する。

※保安基準適合証及び保安基準適合標章とは、継続検査時の国への現車提示を省略するために民間車検場が発行するもの。

3. 限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から令和元年10月25日までのものは、令和元年10月29日まで延長する。

（問い合わせ先）

〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-25

中部運輸局 静岡運輸支局

整備担当 山口、島田、池内

電話：054-261-7622

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 静岡運輸支局管内の一部地域※に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から令和元年10月26日までのものは、令和元年10月29日をもって満了するものとする。
2. 静岡運輸支局管内の一部地域※に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から令和元年10月25日までのものは、令和元年10月29日をもって満了するものとする。

※一部地域

伊豆の国市、田方郡函南町

令和元年10月18日

中部運輸局静岡運輸支局長 古橋 由忠